

関西医科大学附属病院 治験審査委員会標準業務手順書 変更一覧

頁	変更前 (2021年7月1日 改訂)	変更後 (2025年4月1日 改訂)
表紙	—	2025年4月1日 改訂
1	<p>(治験審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 治験審査委員会は、病院長より指名された下記の委員をもって構成する。</p> <p>なお、病院長は治験審査委員を兼ねることはできないものとする。</p> <p>(1) 診療部科長の中から若干名</p> <p>(2) 薬剤部長または薬剤部長の指名する薬剤師</p> <p>(3) 看護部長または看護副部長</p> <p><u>(4) 医療安全管理部長の指名する者 1名</u></p> <p><u>(5) 医学、歯学または薬学の専門家以外の者 若干名</u></p> <p><u>(6) 本院及び治験の実施に係わるその他の施設と利害関係を有していない者 若干名</u></p> <p><u>(7) 治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者 若干名</u></p>	<p>(治験審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 治験審査委員会は、病院長より指名された下記の委員をもって構成する。</p> <p>なお、病院長は治験審査委員を兼ねることはできないものとする。</p> <p>(1) 診療部科長の中から若干名</p> <p>(2) 薬剤部長または薬剤部長の指名する薬剤師</p> <p>(3) 看護部長または看護副部長</p> <p><u>(4) 医学、歯学または薬学の専門家以外の者 若干名</u></p> <p><u>(5) 本院及び治験の実施に係わるその他の施設と利害関係を有していない者 若干名</u></p> <p><u>(6) 治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない者 若干名</u></p>
8	—	<p>附 則</p> <p><u>この手順書は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>